

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 9 月 28 日 (金) 第3455号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (障害福祉課取扱い) 1
- 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (障害福祉課取扱い) 3

告 示

- 救急病院等の認定 (保健医療福祉課取扱い) 4
- 家畜伝染病の発生 (畜産課取扱い) 4
- 駐在機関の廃止 (※) (原子力安全対策課取扱い) 4

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 (商工政策課取扱い) 4
- 落札者等の公告 (農業開発総合センター畜産試験場取扱い) 5

県立病院局企業管理規程

- 鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 6

規 則

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 9 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第34号

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成18年鹿児島県規則第60号)の一部を次のように改正する。

第2条の表法第29条及び第30条の規定により支給される介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出の項を削る。

別記第2号様式中

6	定款等若しくはその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)
7	提供する障害福祉サービスの種類
8	第三者に委託することにより提供する障害福祉サービスの種類又は第三者の事業所の名称若しくは所在地

9	事業所（施設）の平面図又は設備の概要	
10	事業所（施設）の管理者の氏名，生年月日，住所又は経歴	
11	事業所のサービス提供責任者の氏名，生年月日，住所又は経歴	
12	事業所（施設）のサービス管理責任者の氏名，生年月日，住所又は経歴	(変更後)
13	事業所の指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名，生年月日，住所又は経歴	
14	主たる対象者	
15	運営規程	
16	介護給付費，訓練等給付費等の請求に関する事項	
17	事業所の種別（併設型・空床型の別）	
18	併設型における利用者の推定数又は空床型における当該施設の入所定員	
19	協力医療機関の名称若しくは診療科名又は当該協力医療機関との契約の内容	
20	他の障害福祉サービス事業者等との連携体制又は支援体制の概要	
21	連携する公共職業安定所等の名称	
22	役員（代表者）の氏名，生年月日又は住所	

を
「

6	定款等（就労継続支援A型事業所の場合に限る。）若しくはその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	
7	提供する障害福祉サービスの種類	
8	第三者に委託することにより提供する障害福祉サービスの種類又は第三者の事業所の名称若しくは所在地	
9	事業所（施設）の平面図又は設備の概要	
10	事業所（施設）の管理者の氏名，生年月日，住所又は経歴	
11	事業所のサービス提供責任者の氏名，生年月日，住所又は経歴	(変更後)
12	事業所（施設）のサービス管理責任者の氏名，生年月日，住所又は経歴	
13	事業所の指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名，生年月日，住所又は経歴	
14	主たる対象者	
15	運営規程	
16	事業所の種別（併設型・空床型の別）	
17	併設型における利用者の推定数又は空床型における当該施設の入所定員	
18	協力医療機関の名称若しくは診療科名又は当該協力医療機関との契約の内容	
19	他の障害福祉サービス事業者等との連携体制又は支援体制の概要	

20；連携する公共職業安定所等の名称

に改める。

別記第 5 号様式を削る。

附 則

この規則は、平成30年10月 1 日から施行する。

指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 9 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第35号

指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成24年鹿児島県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表法第21の 5 の 3，第21条の 5 の 4 及び第24条の 2 の規定により支給される障害児（通所・入所）給付費の算定に係る体制等に関する届出の項を削る。

別記第 2 号様式中

6	定款等若しくはその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	(変更後)
7	医療法第 7 条の許可を受けた病院又は診療所であること。	
8	事業所（施設）の平面図又は設備の概要	
9	事業所（施設）の管理者の氏名，生年月日，住所又は経歴	
10	事業所（施設）の児童発達支援管理責任者の氏名，生年月日，住所又は経歴	
11	主たる対象者	
12	運営規程	
13	障害児（通所・入所）給付費，肢体不自由児通所医療費又は障害児入所医療費（障害児入所医療を提供する場合に限る。）の請求に関する事項	
14	協力医療機関の名称若しくは診療科名又は当該協力医療機関との契約の内容	
15	役員の氏名，生年月日又は住所	

を

6	登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	(変更後)
7	医療法第 7 条の許可を受けた病院又は診療所であること。	
8	事業所（施設）の平面図又は設備の概要	
9	事業所（施設）の管理者の氏名，生年月日，住所又は経歴	
10	事業所（施設）の児童発達支援管理責任者の氏名，生年月日，住所又は経歴	

11	主たる対象者	
12	運営規程	
13	協力医療機関の名称若しくは診療科名又は当該協力医療機関との契約の内容	

に改める。

別記第6号様式を削る。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第910号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成30年9月28日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘八丁目35番1号

2 認定の有効期限

平成33年9月24日

鹿児島県告示第911号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成30年9月28日

鹿児島県知事 三反園訓

家畜伝染病の種類 ヨーネ病（牛）

家畜の種類 牛

患者及び疑似患者の区分	発生頭数	発生の場所	発生年月日
患者	6	南九州市	平成30年9月13日

鹿児島県告示第912号

平成19年1月30日鹿児島県告示第145号（駐在機関の設置）をもって設置した鹿児島県環境放射線監視センター鹿児島市駐在機関は、平成30年9月30日限り廃止する。

平成30年9月28日

鹿児島県知事 三反園訓

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により出水市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成30年9月28日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成30年9月28日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス新出水店

出水市向江町766番 外

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

平成30年4月20日

3 意見の概要

- (1) 国土利用計画法第23条第1項に規定する法定面積（5,000㎡）を超えているため、今回新たに権利金・一時金を伴う地上権・賃借権の設定・移転を行う場合には、契約締結日を含めて2週間以内に市への「土地売買等届出書」の提出が必要な場合がある。
- (2) 空調設備、変電設備又は来店若しくは荷さばき車等の騒音について、事前の調査では影響は少ないと予測されているが、今年2月に夜間搬入時の騒音について近隣住民より苦情が寄せられている。周辺の住環境には十分配慮し、騒音対策を徹底すること。
- (3) 建設作業において、騒音規制法及び振動規制法の特定建設作業に該当するものがあるときは、法を遵守すること。
- (4) 廃棄物の処理に関しては、関係法令に基づき適切な処理を行うとともに、ごみの減量化及び再資源化に努めること。
- (5) 上記及びこれ以外の件について苦情等が発生した場合は、関係機関の指示に従い、自己の責任において迅速に処理すること。
- (6) 駐車場出入口付近にフェンスや壁木等を設置する場合は、周囲の見通しが悪くならないよう配慮すること。
- (7) 開店当時及び売り出しの時期においては、交通量の増加による交通渋滞が予想されるので、駐車場の確保並びに交通整理員及び看板等による誘導を行うこと。
- (8) 機材等を搬入搬出する際や工事の際には、市道及び法定外公共物の施設等を汚損しないこと。
- (9) 土砂、汚水、油等を水路に流出させないこと。
- (10) 万が一、上記に反するような事態が生じた場合、それぞれの施設管理者に報告し、指示を仰ぐこと。
- (11) 市道及び法定外公共物の工事を行う際は、必ず工事施工承認申請を行うこと。
- (12) 鹿児島県屋外広告物条例及び施行規則により、店舗所在地は第3種制限地域に該当するため、敷地内全ての広告物の合計面積が20㎡を超える場合は、許可申請を行うこと。
- (13) 建築物の延べ面積が500㎡を超える場合や、高さが4mを超える工作物を築造する場合は、事前に市と協議し、景観法第16条第1項及び出水市景観条例第8条に基づき行為着手の30日前までに届出を行うこと。
- (14) 建設予定地の周辺については、児童・生徒の通学路となっている。特に登下校時の安全対策については、十分配慮すること。
- (15) 届出地の出水市向江町766番、767番、768番、769番、770番、771番、772番、789番、790番、791番、792番、793番、794番1及び794番2については、農業振興地域の農用地区外となっており、大規模小売店舗の新設自体に問題はないと考えられる。
しかし、当該地周辺には農地が存在していることから、夜間照明による農地（農作物）への影響を考慮すること。

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成30年9月28日

鹿児島県農業開発総合センター畜産試験場長 佐々木幸良

1 落札に係る物品等の名称及び数量

搾乳ロボット 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県農業開発総合センター畜産試験場庶務部総務課

霧島市国分上之段2440番地

3 落札者を決定した日

平成30年8月30日

- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社コーンズ・エージ―南九州支店
宮崎県都城市年見町5番5号
- 5 落札金額
30,780,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成30年7月20日

県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成30年9月28日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第6号

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

別表第7エの表県民健康プラザ鹿屋医療センターの項中

「

」を「

」に

改める。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。